

自動車基準の国際調和、相互承認等に関する「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認の推進のため、平成10年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめているところです。

今般、「ドアラッチ及び扉保持構成部品に係る協定規則（第11号）」などの改正が、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第148回会合において採択されており、協定に定める規則改正手続きを経て、平成22年3月22日に当該改正案が発効される予定となっています。

これを受け、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）を改正することとしました。

2. 改正概要

(1) 乗降口

「ドアラッチ及び扉保持構成部品に係る協定規則（第11号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。（細目告示第35条第1項関係）

【適用範囲】

- 自動車（乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の乗降口に備えるドアに適用しています。（従前と変更はありません。）

【改正概要】

- 乗降口のドアが衝突等による衝撃を受けた場合、自動車のドアが不意に開放する事を防止する規定を、垂直方向に開くドア（ガルウィング式等）にも適用することとします。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

(2) 走行装置等

「乗用車用空気入りタイヤに係る協定規則（第30号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。（細目告示別添3及び4関係）

【適用範囲】

- 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満の自動車又は車両総重量3.5トン以下の被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入りタイヤに適用しています。（改正概要のように変更します。）

【改正概要】

- 適用範囲を専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満の自動車又は車両総重量3.5トン以下の被牽引自

動車及び貨物自動車に備えるものとして設計された空気入りタイヤとします。

【適用期日】

- 施行日より適用します。

(3) **かじ取り装置**

「かじ取り装置に係る協定規則（第12号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。（細目告示別添6関係）

【適用範囲】

- 自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員11人以上のもの及びこの形状に類する自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量1.5トン以上のもの及びこの形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に適用しています。（従前と変更はありません。）

【改正概要】

- 正面衝突試験に用いる衝突バリア壁を覆う板の板厚を19±1mmから20±2mmに改正します。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

(4) **制動装置**

「乗用車の制動装置に係る協定規則（第13-H号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。（細目告示別添12関係）

【適用範囲】

- 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度25km/h以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び協定規則第13-H号を適用する車両総重量3.5トン以下の貨物自動車に備える制動装置に適用しています。（従前と変更はありません。）

【改正概要】

- ブレーキアシストシステム(BAS)に係る性能要件及び試験方法を新たに規定し、BASを備える自動車にあつては同規定を満たすものでなければならないこととします。
- ライニング摩耗感知に光学式警報装置を用いる場合の要件を明確にします。*

【適用時期】

- 新型車：平成23年11月1日以降に新たに型式の指定を受ける自動車
- 継続生産車：平成25年11月1日以降に製作される自動車
*については施行日より適用します。

(5) その他所要の改正を行います。

3. **参考資料**

- 参考1 国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958年協定）の概要
- 参考2 国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目